

乳児院在所期間に影響する要因の検討

— 入所乳幼児の入所理由及び保護者の属性の分析から —

東野 定律（静岡県立大学経営情報学部 講師）

大野賀政昭（国立障害者リハビリテーション研究所 流動研究員）

筒井 孝子（国立保健医療科学院 統括研究官）

日本には、原則として乳児（1歳未満）を入所させて養育する施設として乳児院という施設がある。近年、この乳児院には、多くの乳幼児が入所し、その在所期間は長期化する傾向があるとの報告がなされているが、その実態は明らかにされていない。

そこで本研究では、平成20年度に実施された乳児院の入所乳幼児の悉皆調査データを用いて、入所者の属性や、入所理由を明らかにし、これらの属性が在所期間にどのような影響を与えるかを検討した。

分析の結果、入所理由として保護者の「児童の問題による監護困難」、「身体疾患・障害による養育困難」、「子供への愛着不形成」によって在所期間が長くなる可能性が高く、一方、「保護者の離婚」が原因で入所した乳幼児に関しては、比較的、短い在所期間で退所できる可能性があると示された。

これらの結果より、入所が長期化の要因は、保護者、とくに母親側の理由に依る育児不能の状態にあると示唆され、この改善のために、今後は、保護者に対する養育支援や養育に関する教育といった具体的なサービス提供の仕組みを早急に構築すべきと考えられた。

1. 背景と目的

乳児院とは、乳幼児（孤児）を入院させてこれを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする児童福祉施設で児童福祉法第37条に規定されている施設である。この施設は、平成23年10月の時点で全国で129か所あり、入所児童数は、要保護児童数の増加に伴い、平成7年10月の時点と比較すると1.17倍となっている¹⁾。また、近年の傾向として、乳児院で生活している子どものほとんどは、保護者が存在しており、平成23年度についても退所児の48.1%²⁾は家庭に復帰しているが、それでも乳児院へ入所する理由としては、近年は、母親の精神疾患や虐待による入所が増加しているとされている²⁾。

このように日本では、乳児院は原則として、乳

児（1歳未満）を入所させて養育する施設として存在している。しかし、実際には2歳あるいは3歳までの乳幼児が入所しており、低年齢児を養育するという施設は、国際的にも稀少である。

さらに、平成16年の児童福祉法改正により、「保健上、安定した生活環境の確保その他の理由による特に必要のある場合」には就学前までの入所が可能となった。このため、長期在籍となる3歳以上の児童も入所している。しかし、現在のところ、こういった乳幼児の在所期間の長期化を示す明白な資料やその原因に関する分析は十分とはいえない状況である。

そこで本研究では、乳児院において、「どのような乳幼児が、どのような理由で入所しているか」について分析し、さらに、これら属性や、入所理由が在所期間にどのような影響を与えているかを

検討することを目的とした。

2. 研究方法

(1) 分析対象

本研究で用いたデータは、平成20年度実施の厚生労働省家庭福祉課による乳児院の悉皆調査によって収集された112か所の乳児院に入所していた2,965名の乳幼児およびその保護者に関連するデータである。

分析項目は、乳幼児の基本属性としての乳幼児の性別、在所期間、養護問題の発生理由等であった。また、保護者の状況については、保護者の属性、養育の困難度および養育上の問題点のデータを用いた。これらデータから、乳幼児の入所期間に与える影響に関する分析を行った。

(2) 分析方法

分析は、まず、入所理由別の在所年数について、T検定を実施した。次に、乳幼児の保護者の状況（養育上の困難度の有無、養育上の問題有無）別の在所年数についてのT検定を実施した。

また、在所期間への保護者側の影響を明らかにするために、以下の分析を実施した。在所年数の平均値が2.53年、標準偏差が0.964であったため、在所期間が4年以上である乳幼児は在所期間が長い集団を「1」とし、4年未満を「0」とした新たな変数をつくった。

この変数を目的変数とし、入所理由の有無、対象乳幼児の保護者の状況（養育上の困難度の有無、養育上の問題有無）を独立変数とした多重ロジスティック回帰分析を行った。なお、これらの統計解析には、SPSS Ver.19.0 J for Windowsを用いた。

3. 研究結果

(1) 乳幼児の基本属性

欠損値を除く2,965名の乳幼児の出生年は、2006（平成18）年生まれが最も多く37.4%であった。続いて2007（平成19）年生まれが28.7%、2005（平成17）年生まれが22.8%となった。この結果から、少なくとも3歳以上の幼児が8.6%は入所していることが明らかにされた。

表1 対象乳幼児の出生年

	N	%	累積%
2008年	73	2.5	2.5
2007年	852	28.7	31.2
2006年	1110	37.4	68.6
2005年	675	22.8	91.4
2004年	198	6.7	98.1
2003年	44	1.5	99.6
2002年	13	0.4	100.0
合計	2965	100.0	

表2 対象乳幼児の身体疾患・障害、精神障害および被虐待体験の有無

	N	%	累積%
特になし	1226	41.3	41.3
身体疾患・障害あり	473	15.9	57.2
精神障害あり	132	4.5	61.7
被虐待体験あり	510	17.2	78.9
身体疾患・障害および精神障害あり	124	4.2	83.1
身体疾患・障害および被虐待体験あり	263	8.9	92.0
精神障害および被虐待体験あり	87	2.9	94.9
身体疾患・障害、精神障害および精神障害あり	151	5.1	100
合計	2966	100	

乳児院在所期間に影響する要因の検討

また、性別は、男児が1,640名（55.4%）、女児が1,319名（44.6%）であり、男児の割合が10.8%高かった。

さらに、対象乳幼児の身体疾患・障害、精神障害および被虐待体験の有無をみると、身体疾患・障害を持っている乳幼児は1,011名で全体の

34.1%、精神障害を持っている乳幼児は494名で16.7%、被虐待体験がある乳幼児は1,011名で全体の34.1%であった。

一方、身体疾患・障害、精神障害および被虐待体験のどれも該当しない乳幼児は、1,226名で全体の41.3%であり、半数以上の乳幼児がこれらの

表3 対象乳幼児の在所年数

年 数	N	%	累積%
1	297	10	10
2	1352	45.6	55.7
3	884	29.8	85.5
4	330	11.1	96.7
5	79	2.7	99.3
6	14	0.5	99.8
7	6	0.2	100
合 計	2962	100	
4年未満	2533	85.5	
4年以上	429	14.5	

表4 入所理由（降順）

	理 由	N	%
1	母の性格異常・精神障害	825	27.8
2	両親の未婚	693	23.4
3	母の放任・怠だ	513	17.3
4	その他	485	16.4
5	破産等の経済的理由	422	14.2
6	母の就労	404	13.6
7	教育拒否	325	11.0
8	母の虐待・酷使	238	8.0
9	父母の離婚	223	7.5
10	母の行方不明	185	6.2
11	父の就労	170	5.7
12	母の拘禁	161	5.4
13	母の入院	153	5.2
14	父の虐待・酷使	146	4.9
15	父母の不和	142	4.8
16	父の放任・怠だ	126	4.2
17	父の性格異常・精神障害	119	4.0
18	父の拘禁	105	3.5
19	父の行方不明	98	3.3
20	児童の問題による監護困難	67	2.3
21	廃児	63	2.1
22	母の死亡	37	1.2
23	次子出産	33	1.1
24	家族の疾病の付き添い	25	0.8
25	父の死亡	11	0.4
26	父の入院	11	0.4
27	不詳	4	0.1

内容のどれかに該当することが明らかになった。

これらのことから、対象乳幼児は、入所当初から心身に何らかの問題を抱えている場合が多く、入所児の約半数は病児・虚弱児、障害児、被虐待児であることが示された。

(2) 在所期間および入所理由

欠損値を除く2,962名の在所年数の平均値は2.53年（標準偏差0.964）であった。最も多かったのは、「2年」で45.6%であった。次いで、「3年」が29.8%、「4年」が11.1%と続いていた。この結果、乳児院の在所期間は、概ね2年から3年となっていると推察されるが、4年以上の入所期間が長いと考えられる乳幼児が全体の14.5%いた。

また、入所の理由として最も多かったのは、「母の性格異常・精神障害」であり、825（27.8%）件で、4分の1以上の児童の入所がこの理由により入所していた。この他に、「両親の未婚」が693（23.4%）件、「母の放任・怠だ」が513（17.3%）件と続き、主に母親の問題により、乳幼児の入所が決定されていた。一方で乳幼児自身の問題による入所「児童の問題による監護困難」は、2.3%と低い値であった。

さらに、乳幼児の入所理由と在所期間について、それぞれの理由の有無で在所年数の平均値で比較を行ったところ、在所年数と有意な関係が示されたのは、「父の行方不明」、「父母の離婚」、「両親の未婚」、「父母の不和」、「母の入院」、「養育拒否」、「児童の問題による監護困難」という理由であっ

表5 在所期間と入所理由との関係

養護問題		N	平均値	標準偏差	t 値	P	
父の行方不明	非該当	2864	2.52	0.96			
	該当	98	2.79	1.03	-2.67	0.01	*
父母の離婚	非該当	2739	2.55	0.97			
	該当	223	2.35	0.84	3.37	0.00	**
両親の未婚	非該当	2270	2.51	0.96			
	該当	692	2.61	0.96	-2.49	0.01	*
父母の不和	非該当	2820	2.54	0.97			
	該当	142	2.37	0.86	2.22	0.03	*
母の入院	非該当	2809	2.55	0.96			
	該当	153	2.25	0.98	3.58	0.00	**
養育拒否	非該当	2637	2.51	0.96			
	該当	325	2.69	1.02	-3.10	0.00	**
児童の問題による監護困難	非該当	2895	2.52	0.95			
	該当	67	3.06	1.27	-3.48	0.00	**

表6 対象乳幼児の保護者の状況と乳幼児の在所年数

	N	%	乳幼児の在所年数	
			平均値	標準偏差
実父母あり	1348	45.7	2.46	0.93
実父のみ	118	4.0	2.45	0.84
実母のみ	1330	45.1	2.58	0.99
実父・養(継)母	8	0.3	3.13	0.99
養(継)父・実母	47	1.6	2.85	0.93
養(継)父・養(継)母	2	0.1	2.50	0.71
養(継)父のみ	2	0.1	4.00	1.41
養(継)母のみ	2	0.1	3.00	1.41
両親ともいないまたは不明	94	3.2	2.64	1.14
合計	2951	100	2.53	0.97

乳児院在在期間に影響する要因の検討

た。このうち、「父母の離婚」、「父母の不和」、「母の入院」が問題で入所していた乳幼児は、在所年数が短く、「父の行方不明」、「両親が未婚」、「養育拒否」、「児童の問題による監護困難」で入所していた乳幼児は在所年数が長かった。

(3) 保護者の状況

乳幼児の保護者の状況としては、最も多いのが「実父母あり」で全体の45.7%を占めていた。次いで「実母のみ」が45.1%であり、更に「実父のみ」が4.0%であった。「両親ともいない又は不明」はわずか3.2%であった。

一方、保護者の状況と在所年数との関係からは、

表7 保護者の養育上の困難および問題の有無

保護者の養育上の困難		合計	問題ない	養育上何らかの困難あり			
				養育できない状態	養育できるものの困難	多少の困難	判断困難
身体疾患・障害	N	2828	2294	43	53	52	386
	(%)	(100)	(81.1)	(1.5)	(1.9)	(1.8)	(13.6)
知的障害	N	2836	1809	148	215	133	531
	(%)	(100)	(63.8)	(5.2)	(7.6)	(4.7)	(18.7)
精神障害	N	2845	1507	291	298	188	561
	(%)	(100)	(53.0)	(10.2)	(10.5)	(6.6)	(19.7)
保護者の養育上の問題		合計	問題ない	養育上何らかの問題あり			
				明らかに問題あり		判断困難	
人格障害	N	2867	1809	369		689	
	(%)	(100)	(63.1)	(12.9)		(24.0)	
抑うつ傾向	N	2869	1629	558		682	
	(%)	(100)	(56.8)	(19.4)		(23.8)	
アルコール乱用	N	2865	2121	71		673	
	(%)	(100)	(74.0)	(2.5)		(23.5)	
子供への愛着不形成	N	2876	1548	633		695	
	(%)	(100)	(53.8)	(22.0)		(24.2)	

表8 保護者の養育上の困難度、問題の有無と対象乳幼児の在所期間

保護者の養育上の困難		N	平均値	標準偏差	t 値	P	
身体疾患・障害	なし	2292	2.50	0.94			
	あり	534	2.62	1.03	-2.43	0.02	*
知的障害	なし	1807	2.47	0.95			
	あり	1027	2.61	0.97	-3.69	0.00	**
精神障害	なし	1505	2.50	0.93			
	あり	1338	2.55	0.99	-1.50	0.13	
保護者の養育上の問題		N	平均値	標準偏差	t 値	P	
人格障害	なし	1807	2.51	0.95			
	あり	1058	2.56	0.97	-1.42	0.16	
抑うつ傾向	なし	1627	2.52	0.92			
	あり	1240	2.54	1.02	-0.73	0.46	
アルコール乱用	なし	2119	2.53	0.96			
	あり	744	2.52	0.96	0.05	0.96	
子供への愛着不形成	なし	1546	2.46	0.93			
	あり	1328	2.61	0.99	-4.00	0.00	**

*p<.05 **p<0.1

最も平均在所年数が長かったのは、「養(継)父のみ」であり4.00年であった。続いて「実父・養(継)母」が3.13年、「養(継)母のみ」が3.00年、「実母のみ」が2.58年、「実父母あり」が2.46年、「実父のみ」が2.45年であり、保護者が実母、実父の場合は、在所年数が短い傾向にあり、実母、実父がいない、とくに養父のみの場合の在所期間が長くなっていた。

(4) 保護者の養育上の困難度と在所期間との関連性

乳幼児のうち、保護者が「身体疾患・障害」により養育に何らかの問題がある割合は、全体の5.2%であった。また、保護者の「知的障害」により、養育上に何らかの問題がある割合は17.5%、「精神障害」により養育上に何らかの問題がある割合は27.3%であった。

この他の乳幼児の保護者の養育上の問題点としては、「子どもへの愛着が形成されない」が22.0%、「抑うつ傾向」19.4%、「人格障害傾向」12.9%と続き、「アルコール乱用」2.5%が示されていた。これらの保護者の養育の困難度の有無別に在所年数を比較すると、障害による困難度がある保護者の乳幼児の方が、在所年数の平均値は長かった。とくに身体疾患・障害あるいは、知的障害がある保護者は、ない保護者よりも有意に在所年数が長かった。

保護者の障害だけでなく、とくに子どもへの愛着が形成できなかった保護者においても、在所期間は統計的に有意に長かった。

(6) 在所期間を長くする保護者の要因

在所期間に影響を及ぼす要因としては、「児童の問題による監護困難」、「身体疾患・障害による養育困難」、「子供への愛着不形成」、「父母の離婚」が選択された(モデル χ^2 検定で $p < 0.01$)。

なお、オッズ比は「児童の問題による監護困難」が2.498、「身体疾患・障害による養育困難」が1.368、「子供への愛着不形成」が1.284、「父母の離婚」が0.539であり、予測値と実測値の判別の中率は86.0%であった。

判別式の偏回帰係数およびオッズ比の値から、「児童の問題による監護困難」、「身体疾患・障害による養育困難」、「子供への愛着不形成」は、4年以上という在所期間の長期化へ影響を及ぼす要因であり、一方、「父母の離婚」は、逆の影響を及ぼすと考えられた。

すなわち、「児童の問題による監護困難」、「身体疾患・障害による養育困難」、「子供への愛着不形成」という状況がある保護者の乳幼児は在所期間が長くなる可能性が高く、一方、保護者の離婚が原因で入所した乳幼児に関しては、比較的、短い在所期間で退所できる可能性があるかと推察された。

4. 考察

(1) 乳児院の在所年数の長期化に係る要因

本研究の結果からは、乳児院の在所年数の長期化は、「児童の問題による監護困難」、「身体疾患・障害による養育困難」、「子供への愛着不形成」という状況がある保護者の乳幼児は在所期間が長く

表9 在所期間を長くする保護者の要因(多重ロジスティック回帰分析結果)

	B	標準誤差	Wald	自由度	P	オッズ比	オッズ比の95%信頼区間	
							下限	上限
児童の問題による監護困難	0.916	0.282	10.56	1.00	0.00	2.498	1.053	1.779
身体疾患・障害による養育困難	0.314	0.134	5.50	1.00	0.02	1.368	1.028	1.604
子供への愛着不形成	0.25	0.114	4.85	1.00	0.03	1.284	0.323	0.900
父母の離婚	-0.617	0.261	5.59	1.00	0.02	0.539	1.438	4.340
定数	-1.999	0.083	575.65	1.00	0.00	0.135		

モデル χ^2 検定で $p < 0.01$; Hosmer-Lemeshow検定 $p = 0.747$; 判別の中率86.0%

なる可能性が高く、一方、保護者の離婚が原因で入所した乳幼児に関しては、比較的、短い在所期間で退所できる可能性があるとして推察された。

これは、「父母の離婚」、「父母の不和」、「母の入院」は、父母の不和の解消のための離婚の成立等、ある程度、解決の道筋が示されるものや、母親の退院といった解決が比較的わかりやすい問題に対して、「父の行方不明」、「両親の未婚」、「養育拒否」、「児童の問題による監護困難」は、解決に時間がかかることや、解決が困難な問題であることによって在所期間の長期化に影響を与えているものと推察された。

以上のように、乳児院に入所している乳幼児の場合、自らの問題というよりは、保護者の養育の状況が在所年数には影響を及ぼしていたことが明らかにされた。母親あるいは、両親の問題によって入所が規定されているだけでなく、保護者側の問題の解決が困難、あるいは解決に時間がかかるということによって乳幼児の在所年数に大きな影響を与えているという結果が示された。

平成24年3月に公表された乳児院の運営指針には、「乳児院の子どもは、入所当初から心身に何らかの問題を抱えている場合が多く、入所児の約半数が病児・虚弱児、障害児、被虐待児である。このような発達上困難を抱える子どもは、『育てにくさ』という養育上の課題をもち、手厚いかかわりが必要とされる²⁾」と書かれており、乳幼児の『育てにくさ』によって、入所がなされていると解釈できるような記述となっている。

しかし、「児童の問題による監護困難」はわずか67名(2.3%)であり、保護者の養育上の問題となる障害の状況は、「精神障害」がある保護者の割合が27.3%であり、より具体的な問題として、最も高い「子どもへの愛着が形成されない」が22.0%以外にも、「抑うつ傾向」19.4%、「人格障害傾向」12.9%と続いていることから、乳幼児の心身の問題より、保護者が抱える問題の影響が大きいことが示されたといえよう。

(2) 在所年数の長期化の改善方策について

前述の乳児院指針には、「入所の理由は単純で

はなく、複雑で重層化している。このため、主たる理由が改善されても別の課題が明らかになることも多く、家庭環境の調整は丁寧に行う必要がある。また、乳児院は児童相談所の一時保護所を経由せずに直接入所するため、ネグレクトのように虐待が入所後に判明することも多い。乳児のアセスメントは重要であり、乳児院の一時保護機能の充実が必要である。」との記述があるように、短期の在所については、虐待をする保護者からの引き離しを目的として、乳児院の機能していることが明らかとなった。

しかしながら、在所年数が2年以上と長期化している児童も3割程度いることが報告されている²⁾。こうした入所施設を含む非血縁者によるケア(養子縁組を除く)の長期化は、要保護児童にとって必ずしも良い影響を与えないことが、国際的な研究においてはすでに多く報告されている³⁾⁻⁷⁾。このため各国では早期の家庭復帰のための施策が行われており、例えば、フランスでの社会的養護体制においては、家族支援や虐待予防施策に重点が置かれている⁸⁾。

例えば、虐待する親への対応として、経済的な援助のみならず精神面の課題の把握をした上での支援が重要と考えられ、家族に対する指導施策がある。具体的には親の自由時間をつくるためのレスパイトサービスなどがあるが、これは日本における児童養護施設でのショートステイ・トワイライト事業や一部の母子生活支援施設で提供されるリフレッシュ保育事業等に類するものと考えられる。

こうした状況を鑑みると、日本の社会的養護における入所期間の長期化の原因の一つに、保護者に対する子育てや家事の援助といった直接的なサービスを給付する手段が存在しないことがわが国の社会的養護における制度的な不備として指摘できる。今後は、早期家庭復帰を視野に入れた保護者支援とアフターケア機能を充実が早急に整備されることが期待される。

他方、現行の乳児院等の入所施設では、施設に所属する家庭支援専門相談員や施設職員、あるいは児童相談所の職員による調整の結果、親との再

統合が図られているが、これら職員がどのように親への働きかけを行い、これがどのように児童の家庭復帰という成果につながっているかのエビデンスは現在のところ明示されていない。

また、家庭復帰が難しい場合、早期の里親委託が在所の長期化を防ぐと考えられるが、退所の状況からは、2,354人中222人しか里親委託がなされていない⁹⁾。日本において里親委託が進まない理由としては、血縁関係を重視する文化的背景があるといわれている。加えて、里親制度に対する養子縁組との相違に対する理解不足や親の同意を得にくいといったこと、行政や児童相談所の消極的姿勢などが指摘されてきた。里親等委託率は、平成14年の7.4%から、平成24年3月末には13.6%に上昇しているものの、施設養護と比して里親等による家庭的養護の割合は、国際的に低い状況にある。

平成23年5月17日の民法改正^{注3)}によって、親権の停止や剥奪が柔軟に行われ、子どもの後見人に個人のほかに福祉団体などの法人もつけることになったことによって、里親委託が推進されると言われているが、現状では、その成果が十分示されている状況とはいえない。

すでに、里親委託の推進については、平成24年度から児童養護施設と乳児院への里親支援専門相談員の設置や各都道府県で進められる里親推進機関事業等、多方面から進められているが、今後は臨床的な研究による施策の効果的な推進策が求められる。

5. 結語

近年の親からの虐待を受けた乳幼児の増加などといった深刻な課題を抱えたケースが増加し、乳児院は、定員を超えた状態が続いているとされ、その必要性や重要性がすでに示されている。

本研究では、乳児院の入所乳幼児に対する悉皆調査によって収集された調査データを用いて、その属性や、入所理由が在所期間にどのような影響を与えるかを検討した。この結果、入所が長期化する理由は、保護者、とくに母親側の精神障害や

心身の障害といった理由に依る育児不能の状態であるということが明らかにされた。

以上の結果からは、今後、早急に保護者に対する支援や養育に対する教育を行う具体的なサービス提供の仕組みを展開すべきことが示されたといえよう。

【注】

- 1) 平成23年度乳児院から措置解除になった2,374名のうち1,143名(48.1%)が家庭環境による家庭復帰をしている¹⁰⁾。
- 2) 平成23年度乳児院から措置解除になった2,374名のうち、在所年数が2年以上のものは、653名(27.5%)であった¹¹⁾。
- 3) 平成23年5月17日の民法改正によって、最長2年という期限付きの親権停止制度が新設された。また、親権の停止や親権を失わせるため必要な条件に「子どもの利益を害するとき」と明記することで、児童虐待を繰り返す親が対象になることがはっきりと示された。

【引用文献】

- 1) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課、児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ(平成23年7月)の概要とその取組の状況「社会的養護の課題と将来像の実現に向けて」平成24年11月,P2
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_02.pdf
(平成25年2月1日アクセス)
- 2) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知、乳児院運営指針、平成24年3月29日,P5
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_05.pdf
(平成25年2月1日アクセス)
- 3) Doyle JJ. Child protection and child outcomes: Measuring the effects of foster care. *The American Economic Review*, 2007; 96(5), 1583-1610

乳児院在所期間に影響する要因の検討

- 4) Newton,RR Litrownik,AJ & Landsverk, JA.Children and Youth in Foster Care: Disentangling the Relationship Between Problem Behaviors and Number of Placements
Child Abuse and Neglect, 24(10), 2000
年11月版)「(6) 在所期間別退所児童数(平成23年度中に退所した児童)」, P 87
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_01.pdf
(平成25年2月1日アクセス)
- 5) Rubin DM, O'Reilly AL, Luan X, Localio AR. The impact of placement stability on behavioral well-being for children in foster care. Pediatrics. 2007 Feb;119(2):336-44.
- 6) Sinclair I, Baker C, Wilson K & Gibbs I. Foster Children: Where They Go and How They Get On, London, Jessica Kingsley, 2005
- 7) B Vinnerljung, E Franzen,A Hjern,F Lindblad. Long Term Outcomes of Foster Care: Lessons from Swedish National Cohort Studies. In Fernandez, E, Richard PB. How Does Foster Care Work?: International Evidence on Outcomes (Child Welfare Outcomes), London: Jessica Kingsley, 2010
- 8) 財団法人資生堂社会福祉事業財団. 2007年資生堂児童福祉海外研修報告書「IV. フランスの新しい予防・養護対策について」, P 30
- 9) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課. 社会的養護の現状について(参考資料)(平成24年1月版)「(13) 新生児等の新規措置の措置先(都道府県市別)(平成22年度)」, P 70
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200000202we-att/2r9852000002031c.pdf>
(平成25年2月1日アクセス)
- 10) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課. 社会的養護の現状について(参考資料)(平成24年11月版)「(11) 乳児院の入退所の状況(平成23年度中)」, P 89
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_01.pdf
(平成25年2月1日アクセス)
- 11) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課. 社会的養護の現状について(参考資料)(平成24

Factors affecting the length of stay of children in infant homes

— Analyzing reasons for placement and basic attributes of children —

Sadanori Higashino

Lecturer, School of Management and Information, University of Shizuoka

Masaaki Otaga

Research Fellow, Research institute, National Rehabilitation Center for Persons with Disabilities

Takako Tsutsui

Research Managing Director, National Institute of Public Health, Japan

Abstract: In Japan, a facility called infant home intends to admit and foster infants (in principle, younger than 12 months old). In recent years, it has been reported that the length of stay of infants placed in those facilities keeps getting longer, but this assertion is yet to be proven.

This report uses the data from a complete enumeration survey conducted in 2008 on infants admitted to an infant home. The report reveals the infant's attribute as well as the reason for placement, and also reviews how the length of stay is influenced by those factors.

Results from the analysis show that the length of stay is most likely to be extended when the infant is placed for one of the following reasons: "difficulties in child custody due to the infant's problem"; "upbringing issue due to physical illness and disability"; or "attachment issue with the child". On the other hand, if the reason for placement is "parental divorce", the infant may be able to leave the facility relatively earlier.

Results suggest that the factor contributing to an extended length of stay is linked to the inability of parents, mostly the mother, to raise the child. In order to improve this situation, it is urgent to develop a system that provides specific services such as assistance for parental care and childcare education.